

平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2 地域医療体制の充実
-----	-------------

施策主管課	保健所総務課	総合計画記載頁	85ページ
-------	--------	---------	-------

1 施策の位置付け

政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	1 保健・医療サービスの質を高める	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。
------	-----------------------------	----------------	-------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

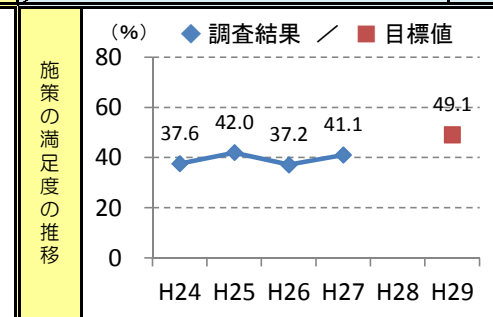
施策目標	地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています。
------	-------------------------------

① 施策指標	指標名(単位)	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価
指標1	夜間・休日における市内二次救急医療機関の救急搬送患者の受入率	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	87.0%	A
	現状値	87.0%	実績値	84.9%	88.5%	88.4%	88.1%	
	目標値(H29)	現状維持	単年度の達成度	97.6%	101.7%	101.6%	101.3%	
指標2								
	現状値		実績値					
	目標値(H29)		単年度の達成度					
	現状値		実績値					
	目標値(H29)		単年度の達成度					

② 市民意識調査結果	指標名(単位)	H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価	
									調査結果
指標3	施策の満足度(%)	37.6%	42.0%	37.2%	41.1%			B	
	目標値(H29)	49.1%		4.4%	-4.8%	3.9%			
③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)									B
【参考】中核市等との水準比較	指標名(単位)	H24	H25	H26	H27	H28	H29		
	病院、一般診療所施設数/市民10万人	中核市平均	92.3	93.06	93.16	92.97			
		実績値	91.7	90.45	90.21	88.93			
	中核市での本市の順位	中核市平均	21位/41市中	23位/41市中	23位/42市中	23位/43市中			
		実績値							
	中核市での本市の順位	中核市平均							
実績値									

※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 通増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 通減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$



※評価の考え方

① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割以上が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調:(A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調:(主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている:(C評価が2つ以上) [65点未満]

取組内容と成果・成果の要因、進捗の状況

施策を取り巻く環境等
 ・救急患者が夜間や休日においても、安心して必要な医療を受けることができるよう、救急医療提供体制の安定的かつ円滑な運営が必要とされている。・東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時における円滑な医療提供体制の確保が求められている。・市民が住み慣れた地域で、安心して療養生活を送ることができるよう、より質の高い支援サービスの提供が求められている。・市民の医療ニーズが多様化している中、安心して安全な医療サービス・医薬品の適切な提供が求められている。・近年、危険ドラッグ等の薬物使用者の低年齢化や他人を巻き込む事件・事故が社会問題になっていることから、薬物乱用防止対策が求められている。

施策指標
 ・夜間・休日における市内の二次救急医療体制については、市医師会、二次救急医療機関、市医療保健事業団等から構成される「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において、二次救急医療提供体制の評価、検証、見直しを行い、円滑な運営に努めているところであり、市内の二次救急医療機関の安定的な受入体制が確保されている。

市民満足度
 ・救急医療提供体制については、初期救急・二次救急とも提供体制の安定確保を図っているとともに、地域療養支援体制についても体制の整備に向け、検討や従事者の育成に努めているところであり、昨年度と同水準となった。

総合評価	83点
概ね順調	

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H27 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	宇都宮市医療保健事業団補助金		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画どおり	72,376	S57		地域医療の発展に寄与できるよう、公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保するため、引き続き、運営に要する経費の一部を補助する。
2	夜間休日救急診療所運営事業	○★	初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営	計画どおり	115,620	S58		本市の初期救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営体制の確保を図っていく。
3	(保健総)保健施設整備費(単独)		施設の安全で快適な利用及び施設・整備の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	9,965	S58		保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設・整備の長寿命化を図るため、引き続き、計画的な施設の維持更新を行っていく。
4	保健衛生事業推進協力金(医師会)		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		市が実施する保健衛生事業を円滑に推進するため、引き続き、協力金を交付するとともに、市医師会との連携を図っていく。
5	口腔衛生事業推進協力金(歯科医師会)		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		市が実施する口腔衛生事業を円滑に推進するため、引き続き、協力金を交付するとともに、市歯科医師会との連携を図っていく。
6	保健衛生事業推進協力金(薬剤師会)		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		市が実施する保健衛生事業を円滑に推進するため、引き続き、協力金を交付するとともに、市薬剤師会との連携を図っていく。
7	健康増進事業等推進協力金(医師会)		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,870	S48		健康増進事業(旧老人保健事業:健康教育,健康相談など)を推進するため、引き続き、協力金を交付するとともに、県医師会との連携を図っていく。
8	健康増進事業等推進協力金(歯科医師会)		健康増進事業の推進	一般社団法人 栃木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	333	S52		健康増進事業(旧老人保健事業:健康教育,健康相談など)を推進するため、引き続き、協力金を交付するとともに、県歯科医師会との連携を図っていく。
9	救急医療対策事務		二次救急医療体制の維持・確保	救急告示医療機関,市医師会,消防等関係団体	・救急医療対策連絡協議会の開催(全体会年1回,分科会年1回)	計画どおり	44	H8		二次救急医療体制の維持・確保を図るため、評価・検証を行う救急医療対策連絡協議会を、引き続き、開催していく。
10	小児救急医療体制補助金		小児救急医療体制の維持・確保	済生会宇都宮病院, NHO栃木医療センター, JCHOうつのみや病院	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部を補助(県2/3・市1/3)	計画どおり	21,863	H14		小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の運営に要する経費の一部を補助する。
11	病院群輪番制病院運営費補助金	○★	二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院, NHO栃木医療センター, JCHOうつのみや病院, 宇都宮記念病院, NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	50,272	S55		二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。
12	病院群輪番制病院設備整備費補助金	○	二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院, NHO栃木医療センター, JCHOうつのみや病院, 宇都宮記念病院, NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	4,298	H19		二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に要する経費を補助する。
13	協力病院等運営費補助金	○★	二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院), 連携病院(1病院), 協力診療所(3診療所), 連携診療所(1診療所)	救急医療の運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	49,000	H21	独自性	二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助する。
14	協力病院等設備整備費補助金	○	二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院), 連携病院(1病院), 協力診療所(3診療所), 連携診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画どおり	2,050	H22	独自性	二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。
15	災害時医療対策事務	★	災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	災害時医療救護活動の実施体制の確保	計画どおり	4,990	H7		災害時医療提供体制の確保を図るため、医療関係団体等と連携しながら、新たに策定した医療救護活動のマニュアルを踏まえた防災訓練等を実施する。
16	医事・監視指導事務		良質かつ適切な医療提供の確保	病院, 診療所, 歯科技工所, 施術所, 衛生検査所	・許認可及び監視指導の実施	計画どおり	267	H8		良質かつ適切な医療提供を確保するため、医療法等に基づき、引き続き、医療施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。
17	薬事・監視指導事務		・医薬品, 医療機器, 毒物劇物等の安全性の確保 ・薬物乱用の未然防止	・薬局, 店舗販売業, 医療機器販売業, 毒物劇物取扱施設, 温泉施設 ・市民	・許認可及び監視指導の実施 ・危険ドラッグ等の薬物乱用防止の普及啓発	計画どおり	1,069	H8	独自性	医薬品, 医療機器, 毒物劇物の安全性の確保及び温泉の適正利用を確保するため、医薬品医療機器等法に基づき、引き続き、薬局や温泉施設等に対する立入検査を計画的に実施していく。 危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止指導員等と連携した街頭での啓発活動に加え、小中学生向けマンガによる啓発冊子を活用した出張教室や平成27年度に育成した大学生ボランティアの活動支援など啓発活動の充実を図っていく。

18	献血普及啓発事業		輸血用血液の安定的な確保	市民	・情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援	計画どおり	176	S44		輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう献血の普及啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を行う献血会の取組を支援していく。
19	宇都宮市医師会看護専門学校運営費補助金		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮市医師会看護専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	8,640	H5		質の高い医療従事者の養成・確保するため、今後とも、看護師養成に対する支援を継続する。
20	准看護師養成補助金		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	6,900	S59		質の高い医療従事者の養成・確保するため、今後とも、准看護師養成に対する支援を継続する。
21	歯科衛生士養成補助金		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	4,100	S53		質の高い医療従事者の養成・確保するため、今後とも、歯科衛生士養成に対する支援を継続する。
22	地域療養支援体制整備事業	○★	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の整備	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画どおり	8,768	H25		医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制を整備するため、引き続き、「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」を活用した従事者の資質向上のため研修を実施するとともに、新たに在宅療養や看取りに関する講演会を開催するなど在宅療養に関する市民への普及啓発に取り組むほか、円滑な医療・介護連携に係るルール等について検討していく。
23	救急医療適正受診促進費		救急医療の適正受診の促進	市民	・救急医療の適正受診の促進に向けた啓発	計画どおり	703	H8		救急医療の適正受診を促進するため、引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診方法について普及啓発を実施していく。

4 今後の施策の取組方針

		今後の方向性	
課題	<p>◆救急患者が夜間や休日においても、安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き、初期救急、二次救急、小児救急医療の安定的な提供体制を確保する必要がある。また災害時医療についても、緊急時に円滑な活動が出来るよう、関係機関との連携体制の強化を図っていく必要がある。</p> <p>◆高齢化率が年々上昇していく中、高齢者が住みなれた地域で安心して療養生活が送れるよう、医療・介護・福祉に関わる地域資源の連携を強め、在宅医療を含む地域療養支援体制の整備を図っていく必要がある。</p> <p>◆薬物乱用に関わる事件が社会問題になっていることから、薬物乱用を許さない意識の醸成を図るため、薬物乱用の有害性や危険性など、危険ドラッグ等の薬物の恐ろしさを正しく理解させる教育や啓発に取り組む必要がある。</p>	方向性	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民の多様な医療ニーズに対応するため、引き続き、救急医療体制の安定確保を図るとともに、災害時における関係機関との連携体制の強化や在宅医療を含む地域療養支援体制の整備を図っていく。 また、危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止啓発活動を推進していく。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆救急医療提供体制の確保及び災害時医療に係る関係機関との連携体制の強化 市民の安全で健康な暮らしを支えられるよう、本市の初期救急医療を担う夜間休日救急診療所の適切かつ円滑な管理運営体制を確保するとともに、二次救急医療体制がより円滑に稼働できるよう、「宇都宮市救急医療対策連絡協議会」において検証、評価、見直しを行うことにより、安定的かつ円滑な救急医療提供体制の確保を図っていく。また、災害時医療については、災害時医療救護活動マニュアルに基づく訓練等を実施し、「災害時の医療救護活動に係る連携会議」において検証、評価することで、緊急時に円滑な活動が出来るよう、関係機関との連携体制の強化を図っていく。</p> <p>◆地域療養支援体制の整備 地域療養支援体制を整備するため、引き続き、「宇都宮市地域療養支援体制検討会議」を活用した従事者の資質向上のため研修を実施するとともに、新たに在宅療養や看取りに関する講演会を開催するなど在宅療養に関する市民への普及啓発に取り組むほか、円滑な医療・介護連携に係るルール等について検討していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆薬物乱用防止対策の推進【拡大】 危険ドラッグ等の薬物乱用を未然に防止するため、薬物乱用防止指導員等と連携した街頭での啓発活動に加え、小中学生向けマンガによる啓発冊子を活用した出張教室や平成27年度に育成した大学生ボランティアの活動支援など啓発活動の充実を図っていく。</p>